

令和7年度 たがの杜小中学校(第四中学校) いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識 「しない させない 許さない」

- ・ すべての生徒と教員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにもおこりうる」という認識をもつ。
- (1) いじめは「しない させない 許さない」を原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2. 早期発見に向けて

- ・ いじめは大人の目に届きにくいところで発生する。本方針に基づき、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。
- (1) 生徒の声に耳を傾ける。
- (2) 生徒の行動を注視する。
- (3) 保護者と情報を共有する。 (「子ども見守りシート」の活用)
- (4) 地域と日常的に連携する。
- (5) いじめ防止に関する生徒アンケートを定期的に(年間3回)行う。

3. 早期解決に向けて

- ・ いじめが発生したときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、生徒や保護者が納得する解決をめざす。
- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめた生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為については、早期に警察等に相談して協力を求める。

4. 未然防止に向けて

- ・ 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。
- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 特別の教科道徳、特別活動を核として、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解決を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意をはらう。
- (5) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5. 組織及び具体的な取組

- (1) 週1回、設定する学校いじめ対策会議を中心に、年間活動計画に基づき定期的・臨時的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。構成員を管理職、生活指導主任、各学年等教員、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- (2) 週1回、いじめ対応の時間を設け、情報の記録、共有、対応検討を行い、学校いじめ対策会議に報告する。
- (3) 「子ども見守りシート」の活用、「いじめアンケート」の定期的実施、教育相談の実施、スクールカウンセラー面接の実施、チェックリスト等を通じて迅速に情報把握・解決を図るとともに、生徒会が主体となっていじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- (4) 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題ある書き込みに対して迅速な対応をとる。
- (5) いじめ事案への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関との連携（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等との連携、いじめの認知報告書等を活用した八王子市教育委員会との連携等）の下、当該生徒が抱える問題の解決を図る。
- (6) 「学校いじめ対策会議」を中心に「学校いじめ防止基本方針」を点検するとともに、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を学校評価項目に設定し、必要に応じて改善を図る。